

2023年8月10日

各位

株式会社 北海道銀行

**ニセコ環境株式会社と
「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結**

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）はSDGsへの取り組みの一環として、ニセコ環境株式会社（代表取締役 古谷 和之）とほくほくサステナブルファイナンス『ポジティブ・インパクト・ファイナンス型』[※]の契約を締結しましたので、お知らせいたします。

当行は地域のお客さまとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

※企業活動が経済・社会・環境にもたらす影響を包括的に分析し、特定されたポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの緩和に向けた取り組みを継続的に支援する融資。

記

1. 契約企業：ニセコ環境株式会社の概要

| | | | |
|-----|---------------|-----|----------|
| 所在地 | 北海道虻田郡倶知安町字峠下 | 設立 | 1962年12月 |
| 資本金 | 20百万円 | 売上高 | 2,549百万円 |

2. 本ファイナンスの概要

| | | | |
|-----|----------|------|------|
| 実行日 | 8月10日（木） | | |
| 期間 | 10年 | 資金使途 | 設備資金 |

3. ニセコ環境株式会社の取り組みについて（詳細は「評価書」をご参照ください）

| | |
|------|--|
| 企業概要 | <p>ニセコ環境株式会社は運輸業、土木工事業のほか、一般廃棄物や産業廃棄物の処理業を営んでおり、北海道倶知安町を拠点に廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分を一貫して行っています。</p> <p>また、耕作放棄地の増加や農業者の高齢化（地域農業の担い手の減少）といった地域の社会問題に対応するための「株式会社ニセコファーム」、地域の活性化に寄与することを目的とした「NPO法人WAOニセコ羊蹄再発見の会」、地元エリアでの地産地消の実現を目的とした「北の百貨しりべしや」の設立等、地域貢献活動や持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでいます。</p> <p>資源のリサイクルにより自然への負担を軽減し、倶知安町並びに周辺地域の良好な自然の保全と次世代の子どもたちへその環境を引き継ぐこと、未来を育みより良好な環境を創造することを理念としております。</p> |
|------|--|

SDGs 達成に向けた取り組み事例

～環境保全対策の徹底～

| | |
|-------------------|---|
| インパクトの種類 | ネガティブ・インパクトの低減 |
| インパクト・カテゴリ | ネガティブ・インパクト 〈水(質)〉、〈大気〉、〈土壌〉 |
| 影響を与える SDGs の目標 |    |
| 内容・対応方針 | 安定型および管理型最終処分場の維持管理に関する計画と維持管理状況の公表、環境保全活動等の取り組み |
| 毎年モニタリングする目標と KPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、及び特性を契約書、マニフェスト、目視などで確認 各項目についてそれぞれ定められた周期で点検、月次状況報告の徹底 環境保全活動等の取り組みの状況確認 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の維持管理状況の公表 |

4. その他

| | |
|---------|---|
| インパクト評価 | 本ローンは、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、株式会社道銀地域総合研究所がニセコ環境株式会社の包括的なインパクト分析を行い、評価しました。また、株式会社日本格付研究所 (JCR) から第三者意見 (外部レビュー) を取得し、金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。 |
| モニタリング | 当行は、インパクト評価で特定したニセコ環境株式会社の KPI について、融資期間中にわたりモニタリングを行います。 |

5. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは 2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

北海道銀行 経営企画部 サステナビリティ推進室 津村 TEL 011-233-1009
 コンサルティング営業部 事業性評価室 吉岡 TEL 011-233-1176

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【ニセコ環境株式会社】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所



北海道銀行グループ

株式会社 道銀地域総合研究所

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、国連環境計画金融計画（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、ニセコ環境株式会社（以下、ニセコ環境）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、ニセコ環境に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

| | |
|--------------------|-----------|
| 借入人の名称 | ニセコ環境株式会社 |
| 借入金の金額 | 150 百万円 |
| 借入金の資金使途 | 設備資金 |
| モニタリング期間 (返済期限) | 10 年 |

1. ニセコ環境の事業概要

| | |
|---------|--|
| 企業名 | ニセコ環境株式会社 |
| 従業員数 | 165 名(うちパート社員 3 名、2023 年 5 月末) |
| 売上高 | 2,549 百万円 (2022 年 5 月期) |
| 所在地・事業所 | 本社 北海道虻田郡倶知安町字峠下 処分場 北海道倶知安町字峠下 89 ほか |
| 主たる事業分野 | 産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処理業、 一般廃棄物収集運搬業、解体工事業等 |
| 関係会社 | 株式会社ニセコファーム NPO 法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会 |

●沿革

1962年 本間年氏、古谷重勝氏、佐藤修氏により「ニセコ運輸有限会社」設立、本間年氏代表取締役に就任
一般貨物運送業認可

1965年 「倶知安ニセコ運輸有限会社」に社名変更

1971年 古谷重勝氏 代表取締役に就任

1978年 「ニセコ運輸有限会社」に社名変更

1979年 土木部門設立

1988年 産業廃棄物処理業部門設立

1990年 倶知安町字峠下に安定型最終処分場開設

1991年 最終処分場隣接地に焼却炉新設

1992年 古谷和之氏 代表取締役に就任

1995年 一般廃棄物処分場(伐根、伐開物)開設 炭、木酢液の生産開始

1996年 コンクリート破碎プラント開設、リサイクル土選別プラント開設、土殺菌プラント開設

1997年 新安定型最終処分場完成と同時に旧処分場廃止、旧安定型処分場跡地にリサイクル工場新設

1998年 RDF、炭の生産開始 移動式木破碎機の導入 堆肥の原料、敷料の提供開始

1999年 アスファルト破碎プラント導入、トロンメル選別プラント導入、廃石膏ボード処理プラント導入

2000年 滅菌プラント導入、倶知安町字琴平に安定型最終処分場開設

2001年 ISO9001 取得

2003年 管理型最終処分場新設

2005年 ISO14001 取得

2006年 産業廃棄物処理業者の優良性評価基準に適合

2007年 汚泥品質改良処理施設開設

2008年 蛍光管破碎導入 大型コンポストターナー（生ごみ堆肥用）導入

2010年 琴平リサイクルセンター内にピット式堆肥盤新設、「ドクターゆうき」を普通肥料として登録

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関へ 安全性優良事業所として認定される(Gマーク取得)

2012年 廃棄物再生事業者登録申請(峠下リサイクルセンター、琴平リサイクルセンター)

風力選別施設導入、RPF 施設増設

2014年 RDF 施設新設

2015年 周辺7町村の一般廃棄物受け入れ開始

2016年 優良産廃処理業者として認定、「ニセコ環境株式会社」へ社名変更

2020年 ISO45001 取得



ニセコ環境 会社外観

●事業活動

ニセコ環境は、創業以来、北海道倶知安町で運輸業を軸に土木工事業、廃棄物処理業を展開、近年ではリサイクル事業、環境関連事業の業務を拡張し、安定型処分場及び管理型処分場を開設するとともに、高速堆肥化施設を設置するに至り、現在の廃棄物処理事業の礎を築いた。また、廃棄物から固形燃料を製造するためのプラントを導入する等、埋立、焼却処分から資源リサイクルへとその方針を大きく転換するに至った。

また、耕作放棄地の増加や農業者の高齢化（地域農業の担い手の減少）といった地域の社会問題に対応するための「株式会社ニセコファーム」、地域の活性化に寄与することを目的とした「NPO 法人W A Oニセコ羊蹄再発見の会」、地元エリアでの地産地消の実現を目的とした「北の百貨しりべしや」の設立等、地域貢献活動や持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでいる。

資源のリサイクルにより自然への負担を軽減、倶知安町並びに周辺地域の良好な自然の保全と次世代の子どもたちへその環境を引き継ぐこと、未来を育みより良好な環境を創造することを理念として 2016 年には現在の社名である「ニセコ環境株式会社」へ変更した。

<主な事業活動一覧>

| | |
|---|--|
|  | <p>産業廃棄物収集運搬業</p> <p>廃棄物収集運搬の受付後、運搬可能かを判断し、産業廃棄物を中間処理施設、または最終処分場へ運搬する。ニセコ環境は産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬事業、特別管理産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬事業の 4 業種で優良産廃業者に認定されている。</p> |
|  | <p>産業廃棄物処理業</p> <p>廃棄物を受入れ、中間処理を行い、リサイクルできるものを分別、リサイクルが不可能なものは安定型・管理型処分場に埋立処理を行う。ニセコ環境では、運搬から最終処分までワンストップでの対応が可能である。</p> |
|  | <p>一般廃棄物収集運搬業</p> <p>家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行っている。一般ごみの定期的な収集や、粗大ごみ、引っ越しの際のごみの収集運搬に加え、事業所や住居向けの清掃サービスも行っている。</p> |
|  | <p>一般廃棄物処理業</p> <p>空き缶の圧縮梱包、紙容器の圧縮梱包、プラスチック容器の圧縮梱包、生ごみのたい肥化処理、発泡スチロールの熔融処理、廃蛍光灯処理、菌による自然発酵の堆肥作り、食用油の再資源化を行っている。</p> |
|  | <p>土木工事業</p> <p>パワーショベル、タイヤショベル等の大型建設機械を有し、大型建造物の基礎工事から一般住宅の外溝工事など幅広く行っている。</p> |
|  | <p>解体工事業</p> <p>一般住宅からホテル等の大規模施設まで様々な建物を解体に加え、廃棄物の処理までワンストップサービスで対応している。</p> |
|  | <p>除排雪事業</p> <p>倶知安町を中心にホテルや事業所、店舗、アパート、駐車場等の除雪・排雪や雪下ろし作業を行っている。</p> |
|  | <p>商事関連事業</p> <p>主に事業所を中心としたリース事業、清掃事業のほか、倶知安町をはじめとする後志地域の産直商品、特産品等の物販事業を行っている。</p> |

(出所)ニセコ環境 HP

●企業理念、経営方針

<社是>

「地域を見つめ 未来を育む環境創造企業へ」

資源リサイクルで自然への負担を軽減することにより、地域の良好な自然の保全と次世代の子どもたちへ引き継ぐこと、未来を育みより良好な環境を創造することを理念としている。

●内部環境・外部環境

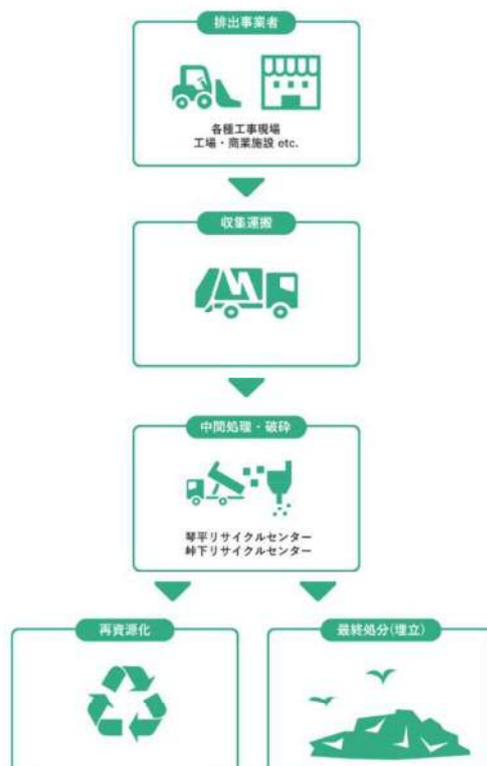
①内部環境

ニセコ環境は、北海道倶知安町を拠点に廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分を一貫して行っている企業である。2015年からは、倶知安町を含む周辺7町村（ニセコ町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）の収集運搬にも対応している。収集した一般廃棄物は、自社の中間処理施設に搬入し、機械選別などを行い、廃棄物のリサイクルにも積極的に取り組んでいる。また、リサイクルができない廃棄物等は自社の安定型・管理型処分場に埋立処理を行っており、収集運搬から最終処分までワンストップで対応している。

【ポイント】

- ・後志管内唯一の管理型最終処分場をもっていること
- ・処分場用地を既に所有していること
- ・収集運搬・中間処理・最終処分を同社単体で一括受注し業務を遂行できること

<収集運搬・中間処理・最終処分までの流れ>



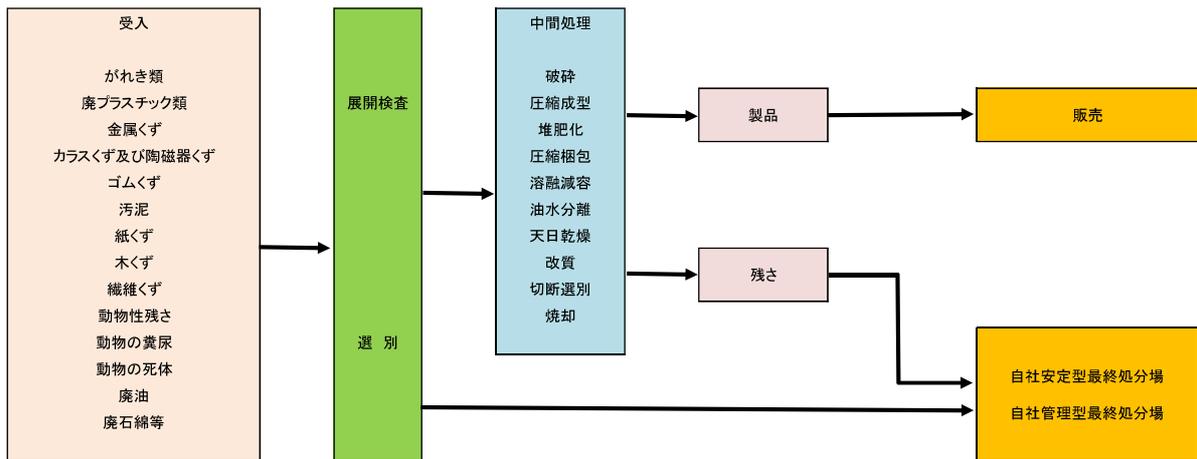
(出所)ニセコ環境 HP

<処分可能な産業廃棄物の種類>

| 産業廃棄物の種類 | 主な収集先 | 処分場 |
|-------------------------------------|---------------|--|
| 汚泥 | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平418 |
| 廃プラスチック類 | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 紙くず | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 木くず | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 繊維くず | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 動植物性残渣 | 農業等 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| ゴムくず | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 金属くず | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| ガスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| がれき類 | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 動物のふん尿 | 畜産業等 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 動物の死体 | 畜産業等 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 廃油 | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 廃酸 | 食品加工業等 | ニセコ環境株式会社 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平418 |
| 廃アルカリ | 食品加工業等 | ニセコ環境株式会社 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平418 |
| 燃え殻 | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 廃油 (タールピッチ類に限る) | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 鋳さい | 工場等 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| ばいじん | 工場等 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 処分するために 処理したもの | 中間処理業者等 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 廃プラスチック類、ガラスくず 金属くず(水銀使用製品産業廃棄物) | 建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 燃え殻、汚泥、鋳さい ばいじん(水銀含有ばいじん等) | 工場等 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |
| 廃石綿等 | 建設業・土木業・建築物解体 | ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 |

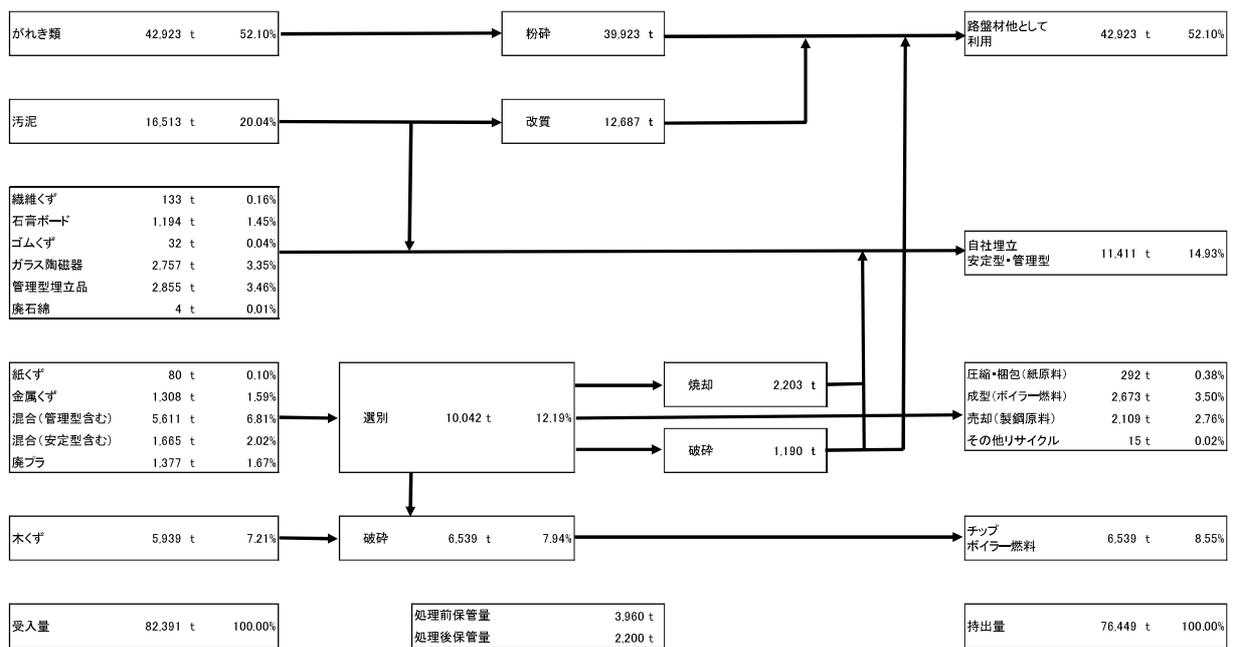
(出所)ニセコ環境 HP

<処理工程>



(出所)ニセコ環境 HP

<処理品目内訳並びにマテリアルフロー図 (2021年4月~2022年3月)>



(出所)ニセコ環境 HP

<中間処理施設一覧>

| | 中間処理施設の種類 | 処理対象 | 処理能力 | 環境保全対策等 |
|----|---|--|--|---|
| 1 | 木くずの浮遊選別施設 | 木くず | 100.8t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 2 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破砕施設 | がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 648t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 3 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破砕施設 | がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 240t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 4 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破砕施設 | がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 800t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 5 | 木くずの破砕施設 | 木くず | 176t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 6 | 紙くず、木くず、繊維くずの破砕施設 | 紙くず、木くず、繊維 | 400t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 7 | 廃プラスチック類、紙くずの圧縮・梱包施設 | 廃プラスチック類、紙くず | 12.64t/日 | 騒音振動防止のため建物内作業 |
| 8 | 廃プラスチック類の溶融施設 | 廃プラスチック | 0.8t/日 | 騒音振動防止のため建物内作業 |
| 9 | 金属くずの圧縮施設 | 金属くず | 2.4t/日 | 騒音振動防止のため建物内作業 |
| 10 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの選別施設 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず | 908.32t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 11 | 汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物のふん尿の高速たい肥化施設 | 目汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物のふん尿 | 5.0t/日 | 各種消臭装置により臭気拡散防止 |
| 12 | 廃プラスチック類、紙くずの破砕施設 | 廃プラスチック類、紙くず | 10.88t/日 | 騒音振動防止のため建物内作業 |
| 13 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの破砕施設 | 目廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず | 280t/日(廃プラスチック類) 480t/日(木くず) | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 14 | 汚泥の天日乾燥施設 | 汚泥 | 62.80m ³ /日 | 臭気が発生した場合、消臭剤を散布 |
| 15 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの圧縮・梱包施設 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず | 66.08t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 16 | 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯)の破砕施設 | 目ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず(廃蛍光灯) | 6t/日 | 室内作業時、ゴム手袋、防護マスク、防護メガネ着用 |
| 17 | 廃油の油水分離施設 | 廃油 | 9m ³ /日 | 廃油流出防止のため排水溝の設置 |
| 18 | 廃油の油水分離施設 | 廃油 | 0.304m ³ /日 | 廃油流出防止のため建物内はコンクリート床 |
| 19 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 | 880m ³ /日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 20 | 木くずの選別施設 | 木くず | 1,400t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 21 | 廃プラスチック類、金属くずの切断・選別施設 | 廃プラスチック類、金属くず | 4.32t/日 | 室内作業時、手袋、保護メガネ着用 |
| 22 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 | 160m ³ /日 | 作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 23 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの破砕及び圧縮・成型施設 | 目廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず | 14.8t/日 | 騒音防止のため建物内作業 粉じん防止のため選別場と破砕設備を区分け |
| 24 | 廃プラスチック類の破砕・溶融施設 | 廃プラスチック | 0.4t/日 | 騒音・粉塵防止のため建物内に設置 作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 25 | 木くずの破砕施設 | 木くず | 30.96t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 26 | 木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設 | 目木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 | 208t/日 | 装置の構造及びカバーにより粉塵の飛散を防止 飛散防止のため投入ホッパーを使用 |
| 27 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの破砕施設 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず | 103.68t/日 | 作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 28 | 木くずの破砕施設 | 木くず | 124.8 t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 29 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 3.84 t/日 | 室内作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 30 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 3.84 t/日 | 室内作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 31 | 汚泥の造粒固化施設 | 汚泥 | 120m ³ /日 | 建物内の処理により粉塵を抑制 |
| 32 | 汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿のたい肥化施設 | 汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿 | 10.0m ³ /日 | 各種消臭装置により臭気拡散防止 |
| 33 | 汚泥の改質処理施設 | 汚泥(無機汚泥に限る) | 888m ³ /日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 34 | 汚泥の造粒固化施設 | 汚泥 | 160m ³ /日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |
| 35 | 廃油、廃プラスチック、産業廃棄物の焼却施設 | 廃油、廃プラスチック類、産業廃棄物 | 4.1t/日(廃油) 5.5t/日(廃プラスチック類) 12t/日(産業廃棄物) | 焼却炉に建屋を設け、飛散防止 |
| 36 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの破砕施設 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず | 14.4t/日 | 室内作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 37 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの破砕施設 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず | 12.8t/日 | 室内作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 38 | 廃プラスチック類の破砕施設 | 廃プラスチック | 4t/日 | 室内作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 39 | 廃プラスチック類、紙くずの圧縮・梱包施設 | 廃プラスチック類、紙くず | 4t/日(廃プラスチック類) 3t/日(紙くず) | 室内作業時、手袋、マスク、保護メガネを着用 |
| 40 | 木くずの破砕施設 | 木くず | 530t/日 | 粉塵飛散対策として適時散水 |

(出所)ニセコ環境 HP

<最終処分場一覧>

| | 最終処分場の種類 | 埋立対象 | 埋立容量 | 埋立面積 | 環境保全対策等 |
|---|----------------------|--|-----------------------|----------------------|---|
| 1 | 安定型最終処分場 | がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず | 158,467m ³ | 14,842m ² | 浸出水の水質を定期的に測定 定期的に残存容量測定 周辺に飛散防止のネット |
| 2 | 安定型最終処分場 管理型最終処分場 | がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、特定有害産業廃棄物(廃石棉等)、廃油(タールピッチ類に限る。)、鉱さい、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの | 157,454m ³ | 20,280m ² | 浸出水の水質を定期的に測定 浸出水の水質を定期的に測定 定期的に残存容量測定 周辺に飛散防止のネット |
| 3 | 安定型最終処分場 | 廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのもので一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))及び廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有害性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))であるものを除き、石棉含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の間又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除き、石棉含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石棉含有産業廃棄物を含む。)) | 197,709m ³ | 30,863m ² | 浸出水の水質を定期的に測定 定期的に残存容量測定 周辺に飛散防止のネット |
| 4 | 安定型最終処分場 管理型最終処分場 | 燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに限る)、廃油(タールピッチ類に限る)、廃プラスチック類(15cm以下のもの)に限り、石棉含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず(15cm以下のもの)に限る。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石棉含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石棉含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの | 130,505m ³ | 27,649m ² | 浸出水の水質を定期的に測定 定期的に残存容量測定 周辺に飛散防止のネット |

(出所)ニセコ環境 HP

<産業廃棄物処理に関する許認可一覧>

| 許認可名 | 区 域 | 許認可番号 |
|----------------|-----|-----------------|
| 産業廃棄物収集運搬業 | 北海道 | 第 00110039647 号 |
| 産業廃棄物処分業 | 北海道 | 第 00140039647 号 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 北海道 | 第 00160039647 号 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 北海道 | 第 00190039647 号 |
| 産業廃棄物処理施設設置 | 北海道 | 後環生第 945 号 |
| | | 後環生第 1282 号 |
| | | 後環生第 139-3 号 |
| | | 後環生第 1744 号 |
| | | 後環生第 415-1 号 |
| | | 後環生第 871-2 号 |
| | | 後環生第 871-3 号 |
| | | 後環生第 871-4 号 |
| | | 後環生第 871-5 号 |
| | | 後環生第 871-6 号 |
| | | 後環生第 299 号 |
| | | 後環生第 1745 号 |
| | | 後環生第 302-3 号 |
| | | 後環生第 469 号 |
| | | 後環生第 63 号 |
| | | 後環生第 550 号 |
| | | 後環生第 1351 号 |
| | | 後環生第 1040 号 |
| | | 後環生第 1276 号 |
| 後環生第 101 号 | | |
| 後環生第 102 号 | | |
| 後環生第 607 号 | | |

<ISO 認証取得状況>

| | |
|------------------|-----------------|
| 2001 年 11 月 28 日 | ISO9001 認証取得済み |
| 2005 年 6 月 16 日 | ISO14001 認証取得済み |
| 2020 年 6 月 16 日 | ISO45001 認証取得済み |

②外部環境

国内外で産業廃棄物の削減と抑制への取組みが進むことで産業廃棄物の減少が予想される。一方、改正バーゼル法の施行によってプラスチックごみの国内処理量が増加すると考えられ、高速道路延伸や新幹線延伸工事のほか、倶知安町並びに近隣のニセコ地区のリゾート開発やリノベーション等により廃棄物増加が見込まれる。

今後、ニセコ環境においても廃棄物の受入増加が見込まれることから、最終処分場用地約 70 万坪（230ha）を確保している。また、周辺 7 町村の最終処分場の更新計画がないことから、今後独占的な廃棄物受入が可能となる。

最終処分場が確保されている限り、ニセコ環境の事業へ与える影響は少なく、事業基盤は確立していると考えられる。そのため、今後も安定した事業継続が見込まれる。

【ポイント】

- ・近隣町村の最終処分場の受入れが限界となりつつあり、更新の予定もないことから当社のシェア拡大が見込まれること
- ・高速道路延伸や新幹線延伸工事、リゾート開発による解体、造成工事の増加に加え、倶知安町並びにニセコ地区の大型ホテル竣工や既存ホテルのリノベーションが続いており、廃棄物処理も増加していること

【参考】バーゼル法の改正（施行 2021 年 1 月 1 日）

バーゼル法（正式名：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の省令改正により、2021 年 1 月 1 日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加されることが発表された。これにより使用済みプラスチックの国内での適正なリサイクルがこれまで以上に求められることになった。廃プラスチックの輸出入は、環境や人体へ悪影響を与える懸念から、中国が 2017 年末に輸入制限を行い、2018 年以降、東南アジア諸国も相次いで輸入制限、加えて一部の使い捨てプラスチックの生産や販売、利用を規制する動きもあった。

輸入された廃プラスチックによる環境への影響を受けて、2019 年 5 月にスイスで開かれたバーゼル条約第 14 回条約国会議（COP14）で「リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみ」を同条約の規制対象に追加する改正案が決議され、これに合わせて、同条約を担保する国内法である、バーゼル法の改正が発表された。法改正以前は、廃プラスチック（PVC を除き）は規制の対象外であったが、改正後は、基準に合わない廃プラスチックは「規制対象」として、輸出の前に輸入国の同意が必要となる。

バーゼル条約付属書改正について

| 〈途上国における廃プラの不適正処理〉 | 〈該非判断基準に基づく輸出入管理〉 | | | | |
|--|--|-------|------|--|---|
|  | <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="813 1366 1133 1388">非規制対象</th><th data-bbox="1149 1366 1428 1388">規制対象</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="861 1388 1125 1612"></td><td data-bbox="1149 1388 1428 1612"></td></tr></tbody></table> | 非規制対象 | 規制対象 |  |  |
| 非規制対象 | 規制対象 | | | | |
|  |  | | | | |
| <p>廃棄物管理の能力が低い国ではリサイクルの過程で環境中に流亡し、海洋汚染の懸念も。</p> <p>→ バーゼル条約で途上国への流れを輸出入の段階で管理</p> | <p>税関の職員等が容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準を、汚れ、異物の混入、素材の単一性等の観点から策定。</p> <p>→ 輸入国における環境保全及び円滑な輸出入管理・シップバックの防止</p> | | | | |

(出所) 環境省 HP、Re-Tem Corporation HP

●SDGs への理解と取組み

①リサイクルなどへの取組み

ニセコ環境では、収集運搬・処理した廃棄物のリサイクルへの取組みを行っている。

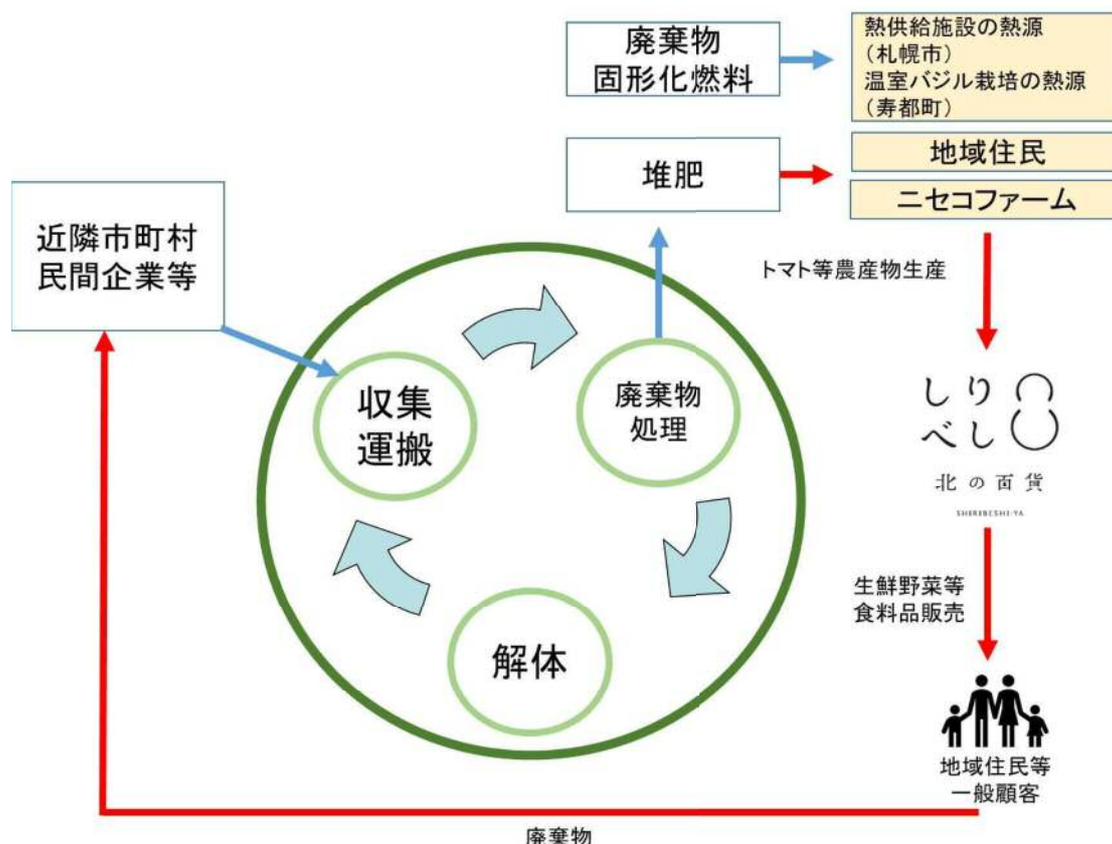
家庭から排出される生ごみ、紙、プラスチックごみの一部は、廃棄物固形燃料化にしており、北海道地域暖房株式会社（札幌市）の熱源で利用されているほか、北海道寿都町の温室バジル栽培の熱源としても利用されている。また、10年以上前から取組んでいることとして、収集した生ごみは堆肥化にして、当社関連企業の株式会社ニセコファームでの活用のほか、地域住民に無料還元している。また、解体工事等で発生するがれきや木くず等の廃棄物も、路盤材やチップボイラーの燃料等で再利用を行っている（P6 処理品目内訳並びにマテリアルフロー図参照）。

その他、リサイクルパーク予定地の緑化事業を進めるため、植樹の取組みを 2023 年からスタート、カラマツ 200 本、桜 30 本を植樹した。植樹や緑化事業を通じて、地域住民への貢献や還元に加え、将来的にはカーボンオフセットの取組みを視野に入れている。

以上の取組みを通じて、将来的には倶知安町内でのエネルギーの地産地消、カーボンニュートラルに貢献することと、少しでも長く埋立最終処分場を使用、廃棄物埋立量の削減のため生ごみや可燃ごみ、汚泥は、引き続き堆肥化を図っていく。

なお、BCP(事業継続計画)については、リスクマネジメントの観点から必要性は高まっていると認識しているため、今後の課題として対応していく方針である。

<地域循環リサイクルの流れ>



(出所) ニセコ環境へのヒアリングに基づき株式会社道銀地域総合研究所作成

②地域並びに社会貢献活動、CSR 活動、ボランティア活動などの取組み

ニセコ環境では、地域とともに SDGs に取組むまちづくり、地域貢献を目指している。主な取組み内容は以下のとおり。

・NPO 法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会の運営

ニセコ羊蹄山を囲む地域において、豊かな環境を守り育てたいといった多くの個人、団体と連携しながら、今ある豊かな観光資源を今まで以上に有効に活用する方策の検討のほか、地域の自然環境保護とその有効活用できる事業を実施することにより、よりよい環境作りと地域の活性化に寄与することを目的に「NPO 法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会」を 2004 年に設立した。

主な活動としては、一般国道 276 号倶知安町八幡ビューポイントパーキングにおいて、草刈り、清掃、植栽活動等を行っている。なお、2018 年には、国道沿線の環境美化活動や羊蹄山眺望の改善への取組を行ってきた功績をたたえ、平成 30 年度「道路功労者表彰」を北海道開発局より受賞した。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「世界の北海道」を目指して
—北海道総合戦略計画—

平成 30 年 9 月 18 日

Press Release

特定非営利活動法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会が受賞！
～平成 30 年度「道路功労者表彰」伝達式を開催～

小樽開発建設部は、「道路ふれあい月間」（毎年 8 月 1 日～31 日）の行事の一環として、平成 30 年度「道路功労者表彰」伝達式を下記のとおり開催します。
小樽開発建設部管内では、道路の清掃・美化活動の功績により「特定非営利活動法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会」が受賞されました！

道路功労者表彰は、国土交通省が実施している「道路ふれあい月間（8 月）」の行事の一環として、北海道開発局が所管する道路事業について、道路の清掃・美化活動、道路愛護思想の啓発などに顕著な功績のあった団体・個人に対し、北海道開発局長が感謝状を贈り表彰するもので、昭和 57 年から毎年行っています。

記

受賞者：特定非営利活動法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会

日時：平成 30 年 9 月 25 日（火） 14：45～15：30

場所：倶知安町役場 3 階 会議室
（虻田郡倶知安町北 1 条東 3 丁目）

伝達者：小樽開発建設部長

活動内容：「特定非営利活動法人 WAO ニセコ再発見の会」は、平成 18 年から 13 年間にわたり、シーニックバイウェイ北海道「支笏洞爺ニセコルート」のニセコ羊蹄エリアの活動団体として、一般国道 276 号倶知安町八幡ビューポイントパーキングにおいて、草刈り・清掃・植栽活動等を行っています。
長年にわたるこれらの活動が「道路の清掃・美化」に顕著な功績があったと認められたものです。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部
公物管理課 課長 工藤 和久（電話 0134-23-5259）
公物管理課 課長補佐 沢口 剛三（電話 0134-23-5259）
小樽開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>



特定非営利活動法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会
（代表 古谷和之）

一般国道 276 号 倶知安町 八幡ビューポイント
パーキングの清掃・美化活動

優れた景観箇所に整備されたビューポイントパーキングやその周辺において、景観阻害とならないように草刈りや清掃活動を平成 18 年から実施しています。



継続した活動によって優れた景観が保たれています。

▼草刈り活動



▼植栽維持管理活動



▼地域活動団体と道路管理者が協働した電線移設による羊蹄山眺望の改善

before



after



Scenic Byway HOKKAIDO

(出所) 国土交通省北海道開発局 HP

・株式会社ニセコファームの運営

耕作放棄地の増加や農業者の高齢化（地域農業の担い手の減少）といった地域の社会問題に対応するため、地域の農地の受け皿的組織として「株式会社ニセコファーム」を2011年に設立、法人化した。

主な栽培品目はトマト、ジャガイモ（男爵、とうや）、小豆、アズパラガス等、栽培したものは主に地域の名産品を取扱う「北の百貨しりべしや」（倶知安町）の店頭及びオンラインショップでの販売のほか、ふるさと納税の返礼品としてインターネットで販売している。

※写真はイメージです。

しりべし
北の百貨

しりべしから全国へ！ グリーンアスパラ

3 おいしさのこだわり
栽培

1 オリジナルバイオ堆肥
「ドクターゆうき」を
使用して栽培

2 鮮度保持袋、
アスパラ専用
縦型箱に入れて

3 採れたてを
チルド発送！

| | 1 kg | 1.8kg |
|-------------|--------|--------|
| 贈答用 2L | ¥5,380 | ¥8,100 |
| M~L | ¥3,920 | ¥5,860 |
| ご自宅用 S~L | ¥3,180 | ¥4,820 |

※若干の曲がり・開きがあります
 ※収穫状況により早期終了する場合があります。受付期日を過ぎたご注文はお受けできませんのでご了承ください。
 ※天候等により発送が遅れる場合があります。 ※一部離島へはお届けできない場合がありますので、ご確認ください。
 ※裏面のご発送案内をよくお読みください。

ご注文は FAX/ オンラインショップ/ 店頭で

▶FAXから
0136-55-5364

▶オンラインショップから
<https://shiribeshi-ya.hokkaido.jp>
クレジット・Paypay 決済 OK です

北の百貨 しりべしや DCM 倶知安店内

〒044-0076 倶知安町字高砂 91-21
営業時間 9:30~20:00
TEL 0136-55-5554 FAX 0136-55-5364
<https://shiribeshi-ya.hokkaido.jp>

(出所) 北の百貨しりべしや HP

・北の百貨しりべしやの運営

地域貢献や地域活性化の一環として、北海道後志管内の20市町村の名産品や生鮮品、雑貨や地元スイーツや菓子等、観光客への販売のみならず地元エリアでの地産地消を目的とした「北の百貨しりべしや」を運営している（2022年12月「マルシェゆきだるま」から店名変更）。

後志管内の市町村のこだわりの特産品や名産品、雑貨等のセレクト販売をしており、オンラインショップでの購入も可能である。



写真：北の百貨しりべしや HP



写真：北の百貨しりべしや オンラインショップ HP



写真：北の百貨しりべしや 店内の様子

・視察等の受入れ

近年の環境意識の高まりにより、廃棄物の処分工程や処分場に関心が集まっていることから、視察の受入れを積極的に行っている。視察の受入れは、周辺市町村の小学校のほか、札幌や本州の修学旅行、地方議会議員、JICA の海外研修員参加プログラム等、多岐にわたる。



写真：視察先であるニセコ環境 琴平リサイクルセンター
(出所)ニセコ環境 HP

・将来的な SDGs の推進

ニセコ環境では、自社で主体的に取り組んでいる地域貢献活動を通じて、地域住民とともに環境問題や SDGs について理解を深めることを目指している。産業廃棄物処理業が社会経済システムに不可欠なインフラであり、地域と共生しながら持続的な発展を図ることが、循環型社会の構築を進める上で重要であることを地域住民とともに考えていく意向である。

持続可能な地域をつかっていくためには、住民の参加が必要不可欠であり、地域の課題や目標に対して包括的な視点を一人ひとりが持ち、地域全体で取り組むことが重要である。

このため、ニセコ環境では行政や関係団体などと連携を図りながら、若年層向けの地域貢献活動や啓発普及活動を促進、地域での SDGs 体験の機会をより一層増やしていくことにより、地域課題に関して多方面の視点や考えを持てる人材を育成する取組みを推進していく考えである。

・その他取組み

ニセコ環境は、「SDGs 寄付型私募債」により、SDGs 達成に向け積極的に取組む団体・基金に寄付を行った(道銀SDGs 私募債 2023年3月)。資金調達にあわせて、金融機関と連携して環境保全活動等を推進している非営利団体への支援を行った。

【寄付先】

公益財団法人 北海道環境財団

【寄付先概要】

市民・民間の主導による自発的な環境保全活動を促進し、環境学習の機会の提供や情報交流などさまざまな活動支援を行うために設立された非営利団体。現在は、「北海道環境サポートセンター」(札幌市)を拠点に活動している。

道銀SDGs私募債発行企業のご案内  ほくほくフィナンシャルグループ
Hokuhoku Financial Group, Inc.

弊行は、下記のとおり、道銀SDGs私募債を引受しましたのでお知らせします。
今回の道銀SDGs私募債の発行を記念して、発行企業から指定のあったSDGsに取り組む団体・基金へ、当行から寄付を行います。
私募債の発行は企業規模、財務、収益内容についての厳しい発行基準(適債基準)をクリアすることが必要であり、道銀SDGs私募債発行企業は優良企業として社会的評価がなされています。

| 道銀SDGs私募債の概要 | |
|----------------|---|
| 銘柄 | ニセコ環境株式会社 第10回無担保社債 (北海道銀行・北海道信用保証協会共同保証付) |
| 発行額 | 4千万円 |
| 発行日 | 2023年3月30日 |
| 期間 | 5年 |
| 資金使途 | 事業資金 |
| 寄付先 | 公益財団法人 北海道環境財団 |
| 銘柄 | ニセコ環境株式会社 第11回無担保社債 (北海道銀行・北海道信用保証協会共同保証付) |
| 発行額 | 3千万円 |
| 発行日 | 2023年3月30日 |
| 期間 | 7年 |
| 資金使途 | 事業資金 |
| 寄付先 | 公益財団法人 北海道環境財団 |
| 発行企業概要 | |
| 企業名 | ニセコ環境株式会社 |
| 設立・創業 | 昭和37年12月 |
| 所在地 | 北海道虻田郡倶知安町峠下 |
| 代表者 | 古谷 和之 |
| 資本金 | 2千万円 |
| 業種 | 産廃処理業 |
| ホームページ | http://niseko-tr.co.jp/ |
| 事業内容・SDGs取り組み等 | 後志管内のごみ処理、産廃処理を主業とする企業。倶知安町内に大規模な処理施設を有し、解体、運搬から最終処分まで行っています。今回の起債にあたり「北海道環境財団」への寄付を指定されました。 |
| 企業からのメッセージ | SDGs にかかわる活動として町内で後志産品を販売する「しりべしや」を運営。後志産品の知名度向上に努めている他、当社が販売するバジル焼酎「壽」は寿都町が展開する「風のバジル」を利用しています。今後も環境に配慮した事業を展開します。 |

北海道銀行は、SDGs達成に向けた取り組みを応援します



SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称で、2015年10月に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。



道銀 SDGs 私募債の発行の概要

(出所)北海道銀行 HP

2. 【ニセコ環境】の包括的分析

● 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所がインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリとして、「水（入手可能性）」、「住居」、「保健・衛生」、「雇用」、「エネルギー」、「文化・伝統」、「水（質）」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「廃棄物」、「包括的で健全な経済」、「経済収束」を確認した。一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリとして、「保健・衛生」、「雇用」、「文化・伝統」、「水（質）」、「大気」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加および削除項目は以下のとおり。

| 追加項目 | ポジティブ・インパクト | 「教育」 | 業務に必要な資格取得を従来から奨励しているため |
|------|-------------|---|--|
| 削除項目 | ポジティブ・インパクト | 「水（入手可能性）」、「住居」、「保健・衛生」、「エネルギー」、「文化・伝統」、「水（質）」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」 | ポジティブ・インパクトに係る取組みを特定していないため |
| | ネガティブ・インパクト | 「文化・伝統」 「生物多様性と生態系サービス」 | ネガティブ・インパクトに係る取組みを特定していないため 既存の最終処分場の建設において、これまで生物多様性にネガティブなインパクトを与えるような開発はしておらず、将来的な最終処分場用地の取得に際し、ネガティブなインパクトを与える可能性はあるものの、その際は低減されるよう取組む意向であるため |

各インパクト・カテゴリに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に対するニセコ環境の活動をプロットし、更に SDGs のゴール及びターゲットへの対応関係についても評価した。なお、各事業の所在地は国内であり、事業別に UNEP 分析ツールによりポジティブ、ネガティブな項目を判定したものが以下になる。

| | ポジティブ | ネガティブ |
|---------------|-------|-------|
| 水（入手可能性） | 0.0 | 0.0 |
| 食糧 | 0.0 | 0.0 |
| 住居 | 0.0 | 0.0 |
| 保健・衛生 | 0.0 | 1.0 |
| 教育 | 1.0 | 0.0 |
| 雇用 | 1.0 | 1.0 |
| エネルギー | 0.0 | 0.0 |
| 移動手段 | 0.0 | 0.0 |
| 情報 | 0.0 | 0.0 |
| 文化・遺産 | 0.0 | 0.0 |
| 人格と人の安全保障 | 0.0 | 0.0 |
| 正義・公正 | 0.0 | 0.0 |
| 強固な制度、平和、安全保障 | 0.0 | 0.0 |
| 水（質） | 0.0 | 0.9 |
| 大気 | 0.0 | 1.0 |
| 土壌 | 0.0 | 0.9 |
| 生物多様性と生態系サービス | 0.0 | 0.1 |
| 資源効率・安全性 | 0.9 | 1.0 |
| 気候 | 0.0 | 1.0 |
| 廃棄物 | 0.9 | 1.0 |
| 包括的で健全な経済 | 0.6 | 0.0 |
| 経済収束 | 0.6 | 0.0 |
| その他 | 0.0 | 0.0 |

<特定したインパクト一覧>

| 項目 | ポジティブインパクトの向上 | ネガティブインパクトの低減 |
|-----------|---------------|---------------|
| 保健・衛生 | | ● |
| 教育 | ● | |
| 雇用 | ● | ● |
| 水（質） | | ● |
| 大気 | | ● |
| 土壌 | | ● |
| 資源効率・安全性 | ● | ● |
| 気候 | | ● |
| 廃棄物 | ● | ● |
| 包括的で健全な経済 | ● | |
| 経済収束 | ● | |

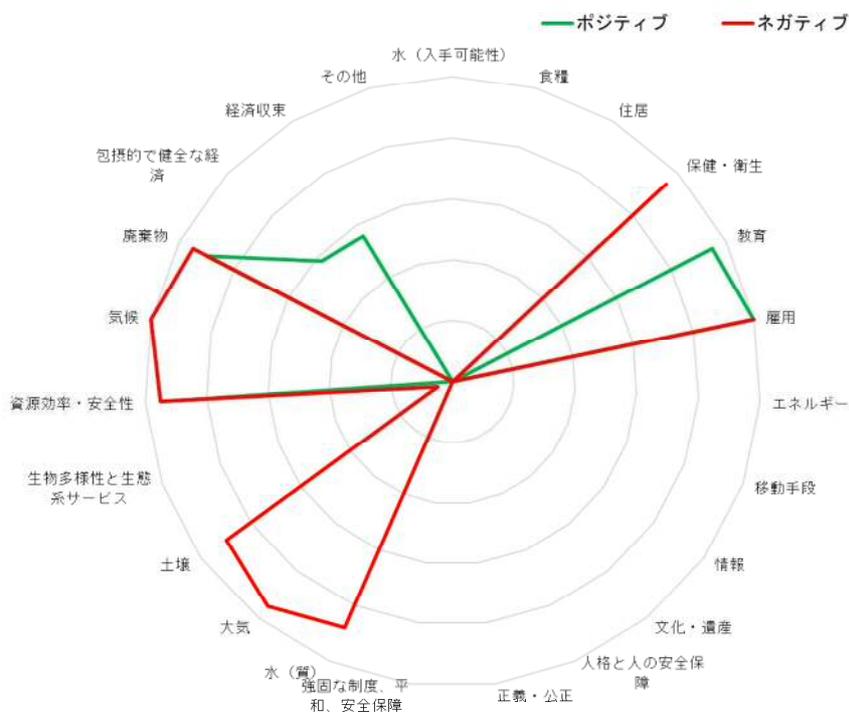
(出所)UNEP 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

● インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトと PIF 原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

| インパクト | 特定したインパクト項目 |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 自社内で運搬収集、中間処理、最終処分まで一貫した廃棄物処理サービスの提供 | 〈経済収束〉 |
| 環境保全対策の徹底 | 〈水（質）〉、〈大気〉、〈土壌〉 |
| 環境負荷の低減 | 〈資源効率・安全性〉、〈気候〉、〈廃棄物〉 |
| 働きやすい環境づくり | 〈雇用〉、〈包摂的で健全な経済〉 |
| 社内教育を通じた労働環境の改善、人材育成の強化 | 〈保健・衛生〉、〈教育〉、〈雇用〉 |

〈特定したインパクトレーダー〉



(出所)UNEP 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. ニセコ環境に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

以下より特定したポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの内容を記載する。

- 【自社内で収集運搬、中間処理、最終処分まで一貫した廃棄物処理サービスの提供】

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| インパクトの種類 | ポジティブ・インパクトの向上 |
| インパクト・カテゴリー | ポジティブ・インパクト〈経済収束〉 |
| 影響を与える SDGs の目標 |  |
| 内容・対応方針 | 廃棄物処理サービスの安定した提供による地域社会への貢献 |
| 毎年モニタリングする目標と KPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬、中間処理、最終処分に至るまでの工程の維持 ・廃棄物処分業者としての地域貢献 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2028 年までに廃棄物の受入実績を 2021 年度比+ 3%の 8.5 万トンを達成 <p>※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p> |

ニセコ環境では、事業者等が排出した廃棄物の収集・運搬から中間処理、最終処分（埋立）まで一貫したサービスを提供する事業スキームを通じて、地域経済の成長や雇用の創出など地域社会へ貢献している。

産業廃棄物処分施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラである。また廃棄物の収集運搬・処分に関わる事業自体が広い意味でのインフラであり、その社会的位置づけは年々重くなってきている。

ニセコ環境では、事業所所在地の倶知安町を含む周辺 7 町村（ニセコ町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）から排出される一般廃棄物も取り扱う。

周辺 7 町村の一般廃棄物排出量の合計は概ね 11,000 トン／年前後で推移している。排出量が一番多い倶知安町は、年間を通じて国内外から多くの観光客が訪れる国際観光リゾート地を有している。冬期間のニセコひらふ地区においては、多くの観光客が訪れ、それに伴う従業員の増加に加え、海外投資によるホテル、コンドミニアムの建設がニセコひらふ地区で相次いだほか、北海道新幹線の建設従事者の住居として町内に数多くの集合住宅が建設されたことによる人口増加等の要因で、2012 年以降一般廃棄物の排出量も増加傾向にあった。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による観光客の減少に伴い、一般廃棄物の排出量は約 10%減少したが、2023 年にコロナの感染症法上の分類が 5 類に移行したことが影響により、今後、観光客の増加が見込まれるとともに、一般廃棄物の排出量も増加傾向に転じると推測される。

一方、2021 年度のニセコ環境における廃棄物全般の受入実績は 8.2 万トンにのぼる。比較年度や排出・処理地域が複雑であるため単純比較は出来ないものの、倶知安町を含む周辺 7 町村から排出される一般廃棄物の安定的な処理について、ニセコ環境が大きく貢献しているといえる。

このように、ニセコ環境の廃棄物処理サービス事業は、地域経済の持続的な成長に帰するものであり、地域経済にとって必要不可欠な存在であることが分かる。

● 【環境保全対策の徹底】

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| インパクトの種類 | ネガティブ・インパクトの低減 |
| インパクト・カテゴリー | ネガティブ・インパクト〈水（質）〉、〈大気〉、〈土壌〉 |
| 影響を与えるSDGsの目標 |  |
| 内容・対応方針 | 安定型および管理型最終処分場の維持管理に関する計画と維持管理状況の公表 環境保全活動等の取組み |
| 毎年モニタリングする目標とKPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、及び特性を契約書、マニフェスト、目視などで確認 ・各項目についてそれぞれ定められた周期で点検、月次状況報告の徹底 ・環境保全活動等の取組みの状況確認 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の維持管理状況の公表 |

①最終処分場の維持管理に関する計画と維持管理状況の公表

二セコ環境では、安定型および管理型最終処分場の維持管理に関する計画と維持管理状況の公表を実施している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている（排出事業者責任）。

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者処理責任があることに変わりはなく、廃棄物処理法第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要がある。

こうした排出事業者の責任厳格化をふまえ、①排出事業者が廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を簡易迅速に得られることが求められている、②廃棄物処理施設に対する国民の不信感や不安感を払しょくするため、毎月維持管理状況を公表することが義務付けられている。

二セコ環境 HP においても、水質調査に加え、飛散・流出防止、火災対策、騒音・振動及び粉じん防止等々、環境管理への取組みを実施し、処分場に関する維持管理計画書並びに報告書を公表している。

こうした産業廃棄物処理業者の責任厳格化に伴い、コンプライアンス管理が高く求められる状況にある。このため二セコ環境では、コンプライアンス遵守について最重要項目として社内全体で共有、社内勉強会等を通じて全社員に対してコンプライアンス意識向上の徹底にも注力している。

②優良産廃処理業者認定制度の認定状況

優良産廃処理業者認定制度とは、産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）については、通常5年の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与する。

また、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とする2010年の廃棄物処理法改正により「優良産廃処理業者認定制度」が創設され、2011年4月1日から運用を開始した。

ニセコ環境の優良産廃処理業者認定制度の認定状況については、以下のとおり。

| 許可自治体 | 業区分 | 許可番号 | 初回優良認定(年月日) |
|-------|----------------|---------------|-------------|
| 北海道 | 産業廃棄物収集運搬業 | 第00110039647号 | 2016年4月1日 |
| 北海道 | 産業廃棄物処分業 | 第00140039647号 | 2016年4月1日 |
| 北海道 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 第00160039647号 | 2016年4月1日 |
| 北海道 | 特別管理産業廃棄物処分業 | 第00190039647号 | 2016年4月1日 |

(出所) 北海道 HP

【参考】優良産廃処理業者認定制度の認定基準

| | |
|------|--|
| 認定基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・遵法性 一定期間において、特定不利益処分を受けていないこと |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の透明性 法人の基礎情報、取得した許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などの情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の取組の実施 ISO14001、エコアクション21等による認証を受けていること |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの利用 電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用可能であること |
| | 財務体質の健全性 <ul style="list-style-type: none"> ・直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること ・次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること <ul style="list-style-type: none"> イ) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの年度で自己資本比率が10%以上であること ロ) 前事業年度における営業利益金額等が0を超えること ・直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること ・産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料および労働保険料を滞納していないこと ・特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること |

(出所) 北海道 HP

③環境保全活動等の取組み

ニセコ環境では、地域とともに SDGs に取組む環境保全活動並びに地域貢献を推進している。

ニセコ環境の関係団体のうちの一つ「NPO 法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会」では、自然環境保護等の活動を地域住民とともに取組んでいる。毎年、シーニックバイウェイ支笏洞爺ニセコルート羊蹄山ビューポイントの草刈り、清掃活動を行っているほか、ベイト（エキノкокクス除去薬）を散布する倶知安町内のエキノкокクス駆除活動、美しい景観を守りつつ魅力的な沿道づくりを目的とした花植え活動等、その活動は多岐にわたる。

また、2023 年から開始した植樹の取組みについても、地域との絆を深めながら地球環境保全に向けた取組みを積極的に進めるとともに、事業活動により発生する二酸化炭素等の温室効果ガスをオフセットするための取組みも継続的に進めていく。

以上の取組みにより、ニセコ環境は、地域貢献のサポート役としての役割を担っている。



写真：花壇への花植え活動

(出所) ニセコ環境 HP



写真：羊蹄山ビューポイントの草刈り・清掃活動

● 【環境負荷の低減】

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| インパクトの種類 | ポジティブ・インパクトの向上 ネガティブ・インパクトの低減 |
| インパクト・カテゴリー | ポジティブ・インパクト〈資源効率・安全性〉、〈廃棄物〉 ネガティブ・インパクト〈資源効率・安全性〉、〈気候〉、〈廃棄物〉 |
| 影響を与えるSDGsの目標 |    |
| 内容・対応方針 | 環境負荷の低減に向けた各種施策の実行 ・DX 推進によるペーパーレス化の進展 ・埋立最終処分場の延命化及び廃棄物埋立量の削減に向けたリサイクル事業の推進 ・事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減 |
| 毎年モニタリングする目標と KPI | 【目標】 ・ペーパーレス化の進展（DX 推進） ・リサイクル事業の推進 ・低公害車の導入等による二酸化炭素排出量の削減 【KPI】 ・2033 年までに DX 推進による紙の使用量の削減 ・2033 年までにリサイクル事業推進による埋立最終処分場の延命化の維持・継続 ・2025 年までに運搬車の低排出ガス車導入率 100%の目標を達成（現状 94.2%→100%） ・2025 年までに運搬車の低燃費車導入率 70%の目標を達成（現状 63.5%→70%） ※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討 |

①DX 推進によるペーパーレス化の進展

紙を使えば使うほど、原料である木材の過剰消費により環境破壊や地球温暖化につながるため、人類及び地球環境全体にとって深刻な懸念点である。現在は世界的に「持続可能な社会」、つまり環境破壊をせずに維持・継続できる社会の確立への動きが加速している。

以上の背景より、ニセコ環境では、ペーパーレス化及び社内の DX 化に向けた取組みを進めている。「サイボウズ」、「楽楽精算」、「弥生会計」等の経費精算システムを導入し、社内の事務処理の効率化並びにペーパーレス化を図っていることに加え、自社独自のクラウド型データベース「R-BASE」の導入により営業活動、配車、受発注の管理業務の効率化も図っている。

②埋立最終処分場の延命化及び廃棄物埋立量の削減に向けたリサイクル事業の推進

ニセコ環境は、埋立最終処分場の延命化、廃棄物埋立量の削減のため、収集した廃棄物の堆肥化や廃棄物固形燃料化等のリサイクル事業を実施している。2022 年度実績は、堆肥の生産量は 480 トン、廃棄物固形燃料の生産量は 2,698 トンである。

リサイクル事業を通じて地域内循環システムのさらなる構築を取組むことにより、廃棄物処理業として循環型社会構築へ貢献、限りある資源と地球環境を次世代に引き継ぐため、積極的に環境と調和の取れた企業活動を進めていく。

③低公害車の導入

二セコ環境では、従前より二酸化炭素排出量削減の一環として、保有する運搬車においては、環境に配慮した低排出ガス車、低燃費車を積極的に導入しており、安全で安心な収集運搬サービスの提供に加え、二酸化炭素排出量削減と地球温暖化対策を継続的に実施し、地球環境にやさしく、消費エネルギーの削減に繋げていくことで環境保全活動を推進している。「産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車」の導入の状況は以下のとおり。

・産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況（2023年4月20日現在）

| 運搬車の排ガスレベル | | 導入状況(2023.4.20) | | 導入状況(2022.12.28) | |
|--------------------------|--|-----------------|-------|------------------|-------|
| | | 台数 | 導入割合 | 台数 | 導入割合 |
| 全保有台数 | | 52 | | 52 | |
| 平成10年規制適合車 | | 3 | 5.8% | 3 | 5.8% |
| 平成11年規制適合車 | | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 平成15年規制適合車 | | 1 | 1.9% | 1 | 1.9% |
| 平成16年規制適合車 | | 1 | 1.9% | 2 | 3.8% |
| 平成17年基準適合/NOx・PM10%低減重量車 | | 2 | 3.8% | 3 | 5.8% |
| 平成17年基準適合/排出ガス75%低減車 | | 6 | 11.5% | 6 | 11.5% |
| 平成19年規制適合車 | | 2 | 3.8% | 2 | 3.8% |
| 平成21年規制適合車 | | 5 | 9.6% | 5 | 9.6% |
| 平成21年基準適合/排出ガス10%低減車 | | 9 | 17.3% | 9 | 17.3% |
| 平成22年規制適合車 | | 2 | 3.8% | 1 | 1.9% |
| 平成22年基準適合/排出ガス5%低減車 | | 1 | 1.9% | 0 | 0.0% |
| 平成22年基準適合/排出ガス10%低減車 | | 6 | 11.5% | 6 | 11.5% |
| 平成28年基準適合 | | 9 | 17.3% | 9 | 17.3% |
| 平成28年基準適合/排出ガス5%低減車 | | 2 | 3.8% | 2 | 3.8% |
| 平成28年基準適合/排出ガス10%低減車 | | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 導入台数合計 | | 49 | 94.2% | 49 | 94.2% |

(出所)二セコ環境 HP

・産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況（2023年4月20日現在）

| 運搬車の低燃費車基準 | | 導入状況(2023.4.20) | | 導入状況(2022.12.28) | |
|---------------|----------|-----------------|-------|------------------|-------|
| | | 台数 | 導入割合 | 台数 | 導入割合 |
| 全保有台数 | | 52 | | 52 | |
| 平成22年度燃費基準達成車 | - | 1 | 1.9% | 1 | 1.9% |
| | 5%低減レベル | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 10%低減レベル | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 15%低減レベル | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 25%低減レベル | 1 | 1.9% | 1 | 1.9% |
| 平成27年度燃費基準達成車 | - | 20 | 38.5% | 19 | 36.5% |
| | 5%低減レベル | 5 | 9.6% | 4 | 7.7% |
| | 10%低減レベル | 6 | 11.5% | 6 | 11.5% |
| 導入台数合計 | | 33 | 63.5% | 31 | 59.6% |

(出所)二セコ環境 HP

● 【働きやすい環境づくり】

| 項目 | 内容 |
|------------------|---|
| インパクトの種類 | ポジティブ・インパクトの向上 |
| インパクト・カテゴリー | ポジティブ・インパクト〈雇用〉、〈包摂的で健全な経済〉 |
| 影響を与えるSDGsの目標 |    |
| 内容・対応方針 | 多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境を確立 |
| 毎年モニタリングする目標とKPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性従業員の積極的採用 ・中途採用の促進 ・シニア層の従業員の再雇用推進 ・外国人従業員の積極的採用 ・障がいを持つ従業員の積極的採用 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに女性従業員比率 20%以上の目標（現状 18.7%→20%） <p>※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p> |

ニセコ環境では、多様な人材の活用を推進している。性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が2016年に施行されるなど、近年女性の活躍の拡大が社会的に求められている。その一方、産業廃棄物収集・処分業界ではこれまで、業種柄どうしても「男社会」というイメージが強く、女性が就業するにはハードルが高いと考えられていた。

ニセコ環境においても、かつては「3K職場」といわれていた業種ではあるが、給与改善、作業服のデザインリニューアル等の待遇改善を行い、職員に誇りをもって働いてもらうことで、地域における存在感を高めている。昨今では、女性従業員も増えており、運搬収集、現場業務、営業等の業務を担っている等、男女問わず気持ちよく働く職場づくりを進めている（全従業員数165名、うち女性従業員数31名）。

なお、ニセコ環境においては、若年層の採用が課題となっている。若年層を募集しても応募がないのが実情で、このため中途採用を積極的に受け入れている。中途採用は年間で10名程度、U・Iターン希望者の雇用の受け皿となっている。近年、人口減少・少子高齢化が進む中、女性や高齢者を中心に就業者数は増加しているものの、幅広い分野で人手不足が深刻化しており、これまで以上に多様な人材の労働参加が重要である。

また、シニア層の雇用も推進しており、2023年度において61歳以上の雇用者数は55人（全従業員数の3割）、そのうち60歳を超えてからの採用した雇用者は10名（2020年～2022年実績）、45名については雇用延長をしている。

その他、ニセコ環境は現状雇用していないものの、過去に外国人従業員や障がいを持つ従業員を採用した際には、働きやすい環境を整備するといった取組みなどを実施した経緯があるため、安心して就労できる環境整備に向けては引き続き取組んでいく。

● 【社内教育を通じた労働環境の改善、人材育成の強化】

| 項目 | 内容 |
|------------------|---|
| インパクトの種類 | ポジティブ・インパクトの向上、ネガティブ・インパクトの低減 |
| インパクト・カテゴリー | ポジティブ・インパクト〈教育〉 ネガティブ・インパクト〈保健・衛生〉、〈雇用〉 |
| 影響を与えるSDGsの目標 |  |
| 内容・対応方針 | 社内教育の推進を通じて、ワークライフバランスや働き方改革の取組みを進めることにより、労働環境の改善、既存社員並びに中途採用者に対する人材育成の強化 |
| 毎年モニタリングする目標とKPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得体制の充実 ・労働災害事故の発生防止 ・有給休暇取得率 100%、全社員平均残業時間ゼロ <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な資格取得にかかる経費について、会社で全額負担する取組みの継続 ・労働災害の発生件数ゼロ ・2025年までに有給休暇取得率 100%、全社員平均残業時間ゼロ <p>※設定したKPIのうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p> |

ニセコ環境では、社内教育の推進を通じて労働環境の改善や人材育成の強化に注力している。廃棄物を処理するだけでなく、排出事業者等に対して付加価値を提供できる企業として、人材教育は必要不可欠の課題となってきている。このため、外部講師による社員研修を実施、階層ごと（幹部社員、中堅社員、新入社員）の研修を年間で5回程度行っている。会社全体の生産性向上とレベルアップを目指した社員研修の実施により、全社員の業務スキルの標準化及び向上につながる結果となっている。

また、働き手に対する知識・技能の習得・向上により職場定着を進めるため、ニセコ環境では採用した人材に関してはスキルの有無にかかわらず、OJT研修、ISOに基づく研修を実施している。また従業員の資格取得体制の充実にも取り組んでおり、業務に必要な重機やクレーン、フォークリフトなどの運転に係る公的免許やその他の資格の取得については、社員のスキルアップを図る教育訓練の一環として、資格取得に必要な経費は会社で全額負担している。

労働安全衛生に対する取組みも積極的に行っている。毎月開催される安全衛生委員会では、過去の事故事例やヒヤリハット事例をもとに、原因や対策について各部署へ共有している。その他、営業車両にドライブレコーダーを搭載することで、注意喚起となり、安全運転につながっている。以上の取組みを通じて、労使一体となり安全で衛生的な職場環境の整備に取り組み、労働災害減少を図っている。

なお、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が56.3%である中、産業廃棄物処理業界の属する「他に分類されないサービス業」は54.2%と全業種平均を下回っているが、上記の様な社内教育の推進により、ニセコ環境では、ワークライフバランスや働き方改革の取組みが進展している。業務の性格上エッセンシャルワーカーであることに加え、地域の都合により土曜日のゴミ収集にも対応しているが、職員の勤務はシフト制にしており、完全週休二日に加え、時短勤務についても対応、社内の業務フローの改善を通じて、現時点では有給消化率は67.5%、月間残業平均時間は13時間ではあるが、将来的には有給休暇取得率100%、残業時間ゼロを目指していく労働環境の改善に注力している。

・二セコ環境の有資格者数（2023年2月末現在、単位：人）

| | |
|---------|-----|
| 運転免許 | 154 |
| 技能講習 | 110 |
| 特別教育 | 57 |
| 免許・認定資格 | 57 |

(出所)二セコ環境

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

ニセコ環境の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

- 自社内で運搬収集、中間処理、最終処分まで一貫した廃棄物処理サービスの提供

| | ターゲット | 内容 |
|---|-------|--|
|  | 8.2 | 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 |
|  | 12.4 | 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 |

期待されるターゲットの影響としては、廃棄物の収集・運搬から中間処理、最終処分まで一貫したサービスを提供することを通じて、地域社会の重要なインフラを担うとともに、地域経済の持続的な成長に貢献する。

- 環境保全対策の徹底

| | ターゲット | 内容 |
|---|-------|--|
|  | 6.3 | 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 |
|  | 11.6 | 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 |
|  | 12.4 | 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 |

期待されるターゲットの影響としては、産業廃棄物の処理による二次公害を起こさないよう、最終処分場の維持管理に関する計画と維持管理状況の公表のほか、地域や地域住民と連携した環境保全活動を行うことで、企業価値の向上並びに、地域社会の一員としての地域貢献活動をさらに進めていく。

● 環境負荷の低減

| | ターゲット | 内容 |
|---|-------|---|
|  | 12.4 | 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 |
|  | 13.1 | 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 |
|  | 15.2 | 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を止め、劣化した森林を回復させ、世界全体で新規植林と再植林を大幅に増やす。 |

期待されるターゲットの影響としては、低公害車の導入により二酸化炭素排出量の削減や気候変動問題への取組みに寄与するほか、ペーパーレス化やリサイクル事業へのより一層の取組みは、森林減少を止めることに寄与する等、これらの取組みを通じて、企業価値の向上や持続可能な経営の実現を図っていく。

● 働きやすい環境づくり

| | ターゲット | 内容 |
|---|-------|--|
|  | 5.1 | あらゆる場所における全ての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 |
|  | 8.8 | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 |

期待されるターゲットの影響としては、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるような職場づくりを進めることで、多様な人材が活躍できる地域社会の形成に貢献する。また、企業においては組織活性化や生産性の向上につながり、持続的な経営の実現に貢献する。

● 社内教育を通じた労働環境の改善、人材育成の強化

| | ターゲット | 内容 |
|---|-------|---|
|  | 8.5 | 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 |
| | 8.6 | 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 |

期待されるターゲットの影響としては、社内研修を通じたワークライフバランスや働き方改革の取組みに加え、必要な資格取得奨励を進めることで、労働環境の改善や人材育成の強化に寄与する。また、企業においては、組織活性化や生産性の向上につながり、持続的な経営の実現に貢献する。

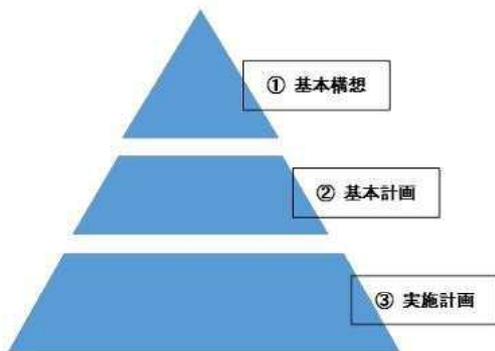
- 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

ニセコ環境が拠点を置く倶知安町では、「倶知安町開発基本構想（1972年策定）」の策定以来、改定を重ね現在の「第6次倶知安町総合計画（2020～2031年度）」（以下、計画）に則り市政運営がなされている。

第6次倶知安町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成している。

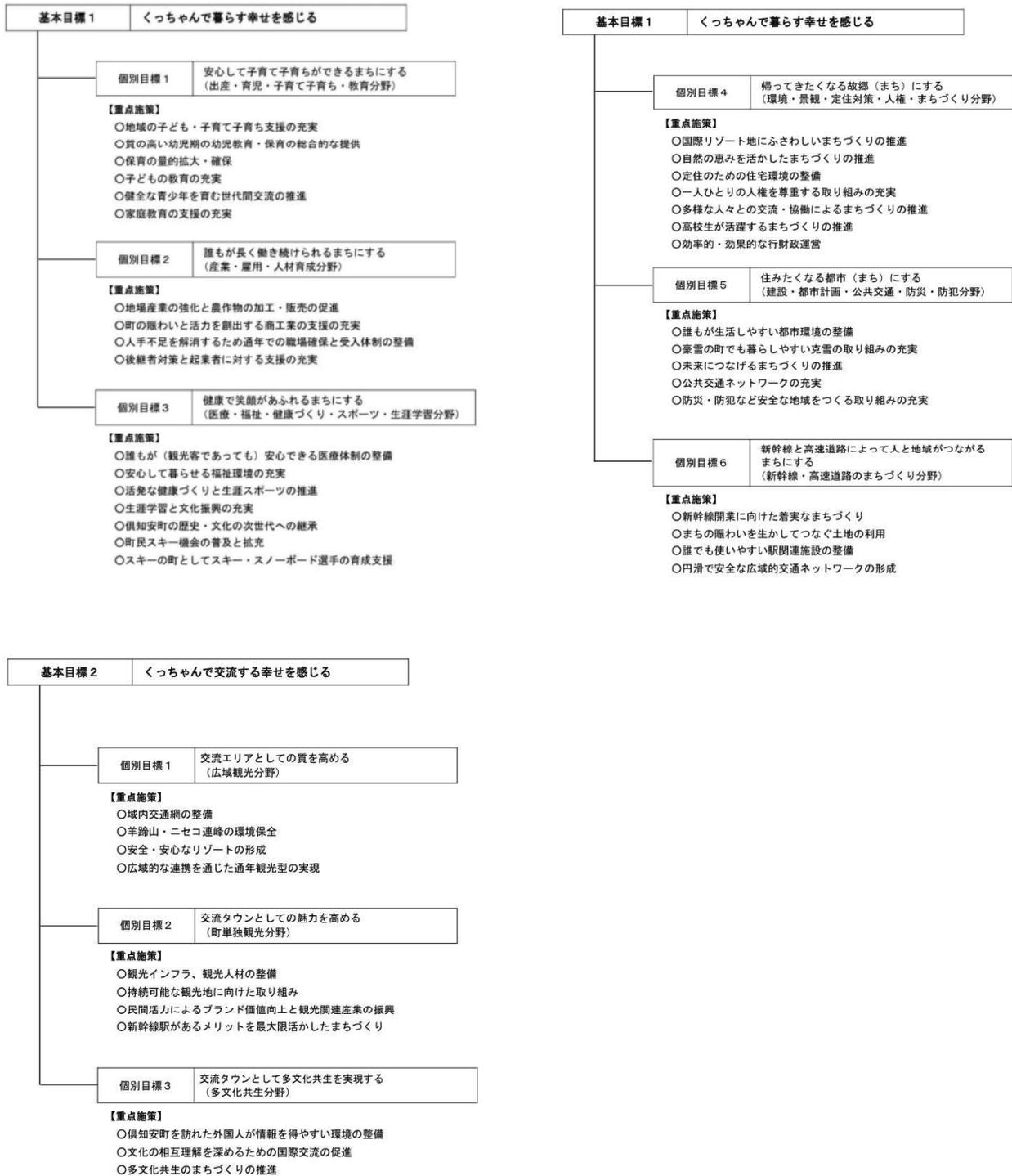
| | |
|------|---|
| 基本構想 | 基本構想は、倶知安町のめざすべき将来像と、その実現のための基本目標や施策の大綱を示すもので、計画期間は、令和2年度（2020年）から令和13年度（2031年）までの12年間としている。 |
| 基本計画 | 基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本目標、個別目標を総合的・体系的に示しており、計画期間は、令和2年度（2020年）から令和13年度（2031年）までの12年間としており、諸情勢の変化に随時柔軟に見直しを図り、対応する。 |
| 実施計画 | 実施計画は、基本計画に示した基本計画、個別目標を具体的に実施する事業を定めるもので、4年間をひとつの事業期間としたなかで、1年ごとにPDCAサイクルに基づいて見直しを行う。また、事務・事業評価は予算編成の基礎資料とし、事業実施、予算編成の基準とする。 |

■ 第6次倶知安町総合計画の計画期間（基本構想・基本計画・実施計画）



（出所）倶知安町「第6次倶知安町総合計画」

こうした課題を踏まえて計画は、2つの基本目標、9つの個別目標を定め、具体性の高いものとなっている。主な個別内容は以下のとおり。



(出所) 俱知安町「第6次俱知安町総合計画」

北海道倶知安町
〒044-0001 北海道倶知安町北1条東7丁目
TEL: 0136-22-1121 FAX: 0136-22-2064
https://www.kupichian.hokkaido.jp/

第6次倶知安町総合計画(概要版)

いつまでも住み続けたい町“くっちゃん”

この町に生活する全ての人々が、“この町に住んで良かった”と感じ、夢をもって住み続けられる「ふるさと倶知安」をつくる

<暮らし分野>

○安心して子育て子育てができるまちにする

【重点施策】

- 地域の子ども・子育て子育て支援の充実
- 質の高い幼児期の幼児教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大と確保
- 子どもの教育の充実
- 健全な青少年を育む世代間交流の推進
- 家庭教育の支援の充実

○誰もが長く働き続けられるまちにする

【重点施策】

- 地場産業の強化と農作物の加工・販売の促進
- 町の賑わいと活力を創出する商工業の支援の充実
- 人手不足を解消するため過年度の職場確保と受入体制の整備
- 後継者対策と起業家に対する支援の充実

○健康で笑顔があふれるまちにする

【重点施策】

- 誰もが(観光客であっても)安心できる医療体制の整備
- 安心して暮らせる福祉環境の充実
- 活発な健康づくりと生涯スポーツの推進
- 生涯学習と文化振興の充実
- 倶知安町の歴史・文化の次世代への継承
- 町民のスキー機会を普及と拡充
- スキーの町としてスキー・スノーボード選手育成支援

○帰ってきたくなる故郷(まち)にする

【重点施策】

- 国際リゾート地にふさわしいまちづくりの推進
- 自然の恵みを活かしたまちづくりの推進
- 一人ひとりの人権を尊重する取り組みの充実
- 倶知安らしい魅力を醸成した質の高い住生活
- 多様な人々との交流・協働によるまちづくりの推進
- 高校生が活躍するまちづくりの推進
- 効率的・効果的な行政運営

経済効果の好循環で
住民の暮らしを豊かに

多様性への対応

○住みたくなる都市(まち)にする

【重点施策】

- 誰もが生活しやすい都市環境の整備
- 空気の取でも暮らしやすい空間の取り組みの充実
- 未来につなげる都市(まち)づくりの推進
- 公共交通ネットワークの充実
- 防災・防犯など安全な地域をつくる取り組みの充実

<交流・観光分野>

○交流エリアとしての質を高める

【重点施策】

- 域内交通網の整備
- 羊蹄山・ニセコ連峰の環境保全
- 安全安心なリゾートの形成
- 広域的な連携による過剰観光の実現

○交流タウンとしての魅力を高める

【重点施策】

- 観光インフラ、観光人材の整備
- 持続可能な観光地に向けた取り組み
- 民間活力によるブランド価値向上と観光関連産業の振興
- 新幹線駅があるメリットを最大限活かしたまちづくり

○交流タウンとして多文化共生を実現する

【重点施策】

- 倶知安町を訪れた外国人が情報を得やすい環境の整備
- 文化の相互理解を深めるための国際交流の促進
- 多文化共生のまちづくりの推進

○新幹線・高速道路によって人と地域がつながるまちにする

【重点施策】

- 新幹線開業に向けた着実なまちづくり
- まちの賑わいを生かしてつなぐ土地の利用
- 誰でも使いやすい駅前広場の整備
- 円滑で安全な広域的な交通ネットワークの形成

(出所) 倶知安町「第6次倶知安町総合計画」

こうした倶知安町の計画を基に、二セコ環境の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下の基本目標と個別目標への取組みが認められ、二セコ環境は自社の事業を通じて倶知安町の掲げる計画に対して十分に貢献していると考えられる。

| 基本目標 | 個別目標 | 二セコ環境の取組み |
|---------------------------|-----------------------------|--|
| 基本目標 1 くっちゃんて暮らす幸せを感じる | 個別目標 2 誰もが長く働き続けられるまちにする | 中途採用をはじめ、多様な人材の活用を推進している。特に、女性の活躍にも注力している。 社内教育の推進を通じて、ワークライフバランスや働き方改革の取組みを促し、労働環境の改善と人材育成の強化を図っている。 |
| | 個別目標 4 帰ってきたくなる故郷（まち）にする | 廃棄物の収集・運搬から中間処理、最終処分（埋立）まで一貫したサービスを提供する事業スキームを通じて、地域経済の成長や雇用の創出など地域社会へ貢献している。 |
| | 個別目標 5 住みたくなる都市（まち）にする | |
| | 基本目標 2 くっちゃんて交流する幸せを感じる | 個別目標 1 交流エリアとしての質を高める |
| 個別目標 2 交流タウンとしての魅力を高める | | |

5. 【ニセコ環境】のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

ニセコ環境は、古谷代表取締役を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組み内容の抽出を行っている。取組み施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、古谷代表取締役を最高責任者として、モニタリング並びに銀行に対する報告を総務部が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、古谷代表取締役が統括し、達成度合いを総務部がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

サプライチェーンの観点では、環境汚染や人権問題などに配慮された収集・運搬、中間処理、最終処分をすることが責務であるとの認識の下、収集・運搬における環境・社会配慮を行っているほか、最終処分における環境・健康配慮を行っている。

| | |
|-------------------|---------------|
| 【ニセコ環境】の責任者 | 代表取締役 古谷 和之 |
| 【ニセコ環境】のモニタリング担当者 | 総務部次長 前原 功治 |
| 銀行に対する報告担当者 | 総務部総務課長 田中 克裕 |

6. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行とニセコ環境の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 か月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

| | |
|----------------------|--|
| モニタリング方法 | 対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換 |
| モニタリングの実施時期、頻度 | 少なくとも年 1 回実施 |
| モニタリングした結果のフィードバック方法 | KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討 |

以 上

第三者意見書

2023年8月10日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

ニセコ環境株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）がニセコ環境株式会社（「ニセコ環境」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的

で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからみてもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、ニセコ環境の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ニセコ環境がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

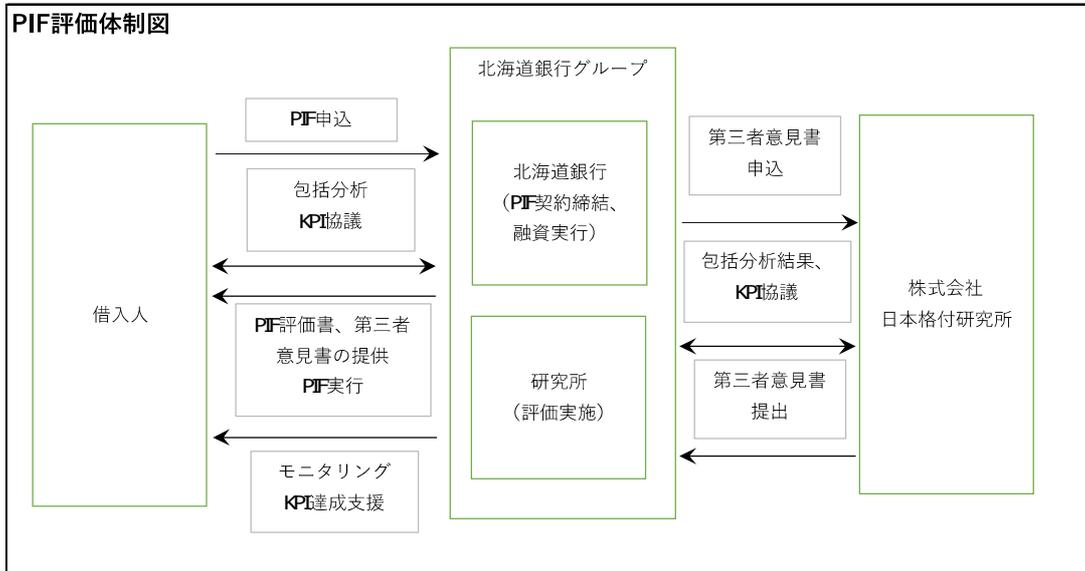
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所
(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるニセコ環境から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジテ

イブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された
ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス
の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則
環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク (信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券・コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル